

第2回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和2年7月30日（木）10時30分～11時50分

2 場 所 対翠閣（しいたけ会館）7階 連理の間

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、西村委員、佐藤委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、樽見監督課長、久保田賃金室長

西村賃金室長補佐、堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 意見陳述

(2) 鳥取県最低賃金の改正審議

(3) その他

ア 今後の日程について

5 資料目次

(1) 令和2年度鳥取県最低賃金の改正審議に資するためのアンケート結果（令和2年7月28日現在）

(2) 消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数

(3) 消費者物価指数の推移（鳥取市）

机上配布資料

・意見陳述資料

追加配布資料

・専門部会意見内容

- ・地域別最低賃金額改定の目安に対する三村会頭コメント

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから第2回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

それでは、本専門部会の成立について確認いたします。

本日は全委員の方に出席していただいておりますので、全委員の3分の2以上の出席の要件を満たしており、本専門部会は成立していることを御報告申し上げます。

それから、本日の専門部会も公開の取扱いですので、事前に、公示により傍聴希望者の募集を行いました結果、5名の方から傍聴申込みがあり、5名の方が傍聴されています。

以上、報告を申し上げまして、これより先は部会長に専門部会の進行をお願いいたします。

○西村部会長 皆さん、おはようございます。

本日、第2回目ということで、改正審議に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に従いまして進めていきたいと思っております。

議事の1番、意見陳述について、事務局から説明してください。

[意見陳述の説明]

○西村部会長 では、小林さん、本日はお忙しい中、この専門部会においでいただきありがとうございます。

鳥取県最低賃金の改正について、これからいただきます御意見は議事録に記録され、その議事録は公開されますが、御了解いただけますか。

○意見陳述人（小林） はい。

○西村部会長 それでは、おおむね15分程度で御意見をお願いいたします。

○意見陳述人（小林） お手元の資料があると思っておりますので、それを参考にお話をさせていただきたいと思っております。

私は鳥取県医労連で書記長をさせていただいております小林と申します。

こういう中でお話しするのが初めてなもので、何を伝えたらよいのかよく分かりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは資料を参考に、上から順次流していきますので、よろしくお願い致します。

まず一つに、賃金には労働基準法が密接に関係すると思われま。

日本でも、労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないとして、使用者は労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間、1週間の各日については8時間を超えて労働させてはならないとあります。

次に、この最低賃金審議会に関わる最低賃金法ですが、最低賃金法では、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう配慮するとしています。

憲法に基づいて定められた労働基準法や最低賃金法などにより、誰もが8時間働けばまともな暮らしができる社会、これの実現は当たり前のように定義づけられています。

次に、2015年末から続く安倍政権による大企業と富裕層優遇の経済政策により、国民の中に格差と貧困が広がり続けています。

実質賃金は安倍政権誕生後下がり続け、1世帯ごとの家計の消費支出に占める飲食費の割合を示すエンゲル係数は、安倍政権発足後、上がり続けています。

食費は生命維持の関係から極端な節約が困難とされているために、エンゲル係数の値が高いほど生活水準は低いとされています。

消費税が5%から8%、そして10%に増税され、家計負担はますます大きくなり、労働者、国民の生活は悪化しています。

安全安心の医療、介護の実現に必要な人材確保からも、賃金、処遇改善は本当に待ったなしの課題だと思います。

次に、全国の最低賃金、これを比較しています。

表を見れば分かるように、Aランクの東京とDランクのここ鳥取、島根の格差は223円となっています。

所変われば賃金も変わるということで、この10年間で2倍に広がっています。

この差が日給だとすると1日1,784円、月給だとすると3万8,757円となって、年間に換算すると46万5,114円、こんな大きな差になるんです。

私たちの賃金水準と最低賃金は密接に関係しています。

このグラフは、最低賃金の全国平均を100とした場合の各県の高低を棒グラフで表し、色がついています。

赤だったと思いますが、厚労省の賃金構造基本統計調査結果から、医療、福祉業の所定内賃金の全国平均を100とした場合の各県の高低を折れ線グラフで重ねたものです。

御覧いただいて分かるように、棒グラフと折れ線グラフの山型がほとんど重なり合っ

ています。

つまり、地域別最低賃金の低い県では、医療、福祉労働者の賃金も低いということが分かります。

次に、いわゆる今コロナ禍の中で頑張っている看護師の所定内賃金と地域別最低賃金の関係を比較していますが、ここでも同じような状況となっています。

中国ブロックだけを見ても、最低賃金の低い県では所定内賃金も低いという結果となっています。

また、次の表になりますが、日本医労連の中でも賃金格差が見られ、看護師の初任給で最高額と最低額に約9万円もの差があり、介護職でも約6万円の差となっています。

働く地域や病院、施設、そして事業所の違いでこれだけの格差が生じている事態は、やはり最低賃金の地域格差と無関係ではないと思われます。

次の表ですが、これは地域別最低賃金と医労連企業内最低賃金協定額の推移を表したグラフです。

企業内最低賃金がこの10年来ほとんど上がっていないために、地域別最低賃金の改定が進んで、企業内最低賃金が追い抜かれた状況となっています。

やはり企業内最低賃金と地域別最低賃金が車の両輪のごとく推移していかなければ、賃金格差の溝は到底埋まらないと予想されます。

そして、財界と政府が進める雇用、雇用の流動化や非正規雇用の拡大推進により、今や労働者の4割近くが非正規雇用です。

そして、医療、福祉では非正規雇用者の割合が全産業平均を上回っています。

4割を占める労働者の賃金底上げなくして、本当に全体の賃上げが進むわけはありません。

最後の表になりますが、全国一律最低賃金を実現させることと、金額的にも時給、今すぐ1,000円、目指せ1,500円の実現は全ての労働者にとって必要なものであり、切実な要求です。

アンケート結果でもあるように、2019年から20年と、最低賃金引上げと全国一律制の導入は、もう既に40%を超えています。

私たちはコロナ禍にあって、いつも不安を抱えながら働いています。

最低賃金を上げることが、私たち医療、介護現場で働く人々の生活を安定させられることが本当に一番大きな願いです。

大げさかもしれませんが、国民の命と、そして健康、暮らしを守るためにも、そして、有事の際の経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして地域の保健衛生体制の充実を図るためにも、いつまでも働き続けられるよう、鳥取県の最低賃金をDランクではなく、胸を張れるような金額、また、全国一律賃金制を目指していただきたいと思います。

最後になりますが、最低賃金決定の3要素は、労働者の生計費、労働者の賃金、事業所の支払能力であると聞いています。労働者の生計費があまりにも考慮されていないのではないかなと感じています。

現在、コロナ禍による経済悪化で、雇用を守ることと最低賃金引上げは対立しないと思います。

政府の雇用を守ることが最優先、最低賃金引上げ抑制やむなし論は地域経済を本当に冷え込ませ、逆に雇用を守れなくする政策であり、最低賃金引上げで雇用と賃金、双方を守るためにも、共に最低賃金引上げを強く望むものであります。

どうもありがとうございました。以上です。

○西村部会長 小林さん、貴重な御意見ありがとうございました。

委員の皆さんから御質問などございますか。

では、河村委員、お願いします。

○河村委員 すみません、ありがとうございました。

1点ちょっとお伺いしたいんですけども、地域別最低賃金と医療関連企業内の最低賃金の協定のグラフは全国平均の話だと思うんです。

○意見陳述人（小林） はい。

○河村委員 鳥取県の状況が、もし御存じでしたら教えていただければ。

企業内最低賃金の金額ですね、教えていただければ。

○意見陳述人（小林） すみません。残念ながら、そこまで把握しておりません。

○河村委員 そうですか、分かりました。ありがとうございます。

○意見陳述人（小林） 後日、調べて、労働局の方に提示したいと思います。

○河村委員 ありがとうございます。

○西村部会長 私から、ちょっと聞き逃したんですけど、地域別最低賃金と医療、福祉の所定内賃金のグラフを頂いているんですが、この縦軸のパーセンテージって、どういう基準で、この数字は何を表してるんですかね。

○意見陳述人（小林）　そこまで学習をしてないというか、もう発言原稿を作るのがいっぱい。

これも直ちに、即答にはなりませんけども、報告させていただきます。

○西村部会長　はい、分かりました。よろしくお願いします。

医療・福祉業とかっていうのは、今までちょっとあまりにも議論にならなかったところもあったので、非常に興味深い、貴重な御意見だなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、貴重な御意見ありがとうございました。では、御退席いただいて結構です。

○意見陳述人（小林）　ありがとうございました。

○西村部会長　ありがとうございました。

それでは、議事の2番目、鳥取県最低賃金の改正審議に入ります。

まず初めに、事務局から提出資料等があるようですので、説明をお願いします。

〔資料説明〕

○西村部会長　今の資料説明に対して、質疑等ございますか。

○田中委員　すみません、20ページの表ですけど、昨年6月と今年6月の物価指数を見ますと、ほぼ一緒ということですよ。

○久保田賃金室長　はい。

○田中委員　物価指数に消費税2%が加わった分は入ってないのか、その2%分は、去年の6月より今年の6月には上乘せになるという見方で良いのでしょうか。

○久保田賃金室長　すみません、その部分を正確に回答ができませんので、次回に回答させていただきます。

○田中委員　いいのですが、何が知りたいかという、その消費者としての実際払う額が増えたか、去年と全く変わってないのか、それがちょっと知りたいだけです。

○高橋労働基準部長　お答えしかねるので、ちょっと調べて、またということ。

○田中委員　はい、お願いします。

○西村部会長　ほかにいかがでしょうか。

それでは、改正審議の方に入りたいと思います。労働者側、使用者側、それぞれ御意見をいただきたいと思います。

各側で協議が必要であれば、事務局に場所を準備してもらいますけれども、協議の時間

が必要でしょうか。

○田中委員 はい、では、お願いします。

○西村部会長 どれぐらい必要ですか。

○田中委員 15分か20分ぐらいです。

○宮城委員 20分お願いします。

○西村部会長 では、20分ほど協議の時間を取りたいと思います。

事務局は協議の場所をお願いします。

○西村賃金室長補佐 では、労働者側の委員の方につきましては3階のさつきの間で、堀が御案内いたします。

それから、使用者側の委員におかれましては3階のさくらの間で、松村が御案内いたします。

○西村部会長 それでは、11時10分まで休会といたします。

〔各側協議〕

○西村部会長 それでは、再開いたします。

労働者側、使用者側の主張をお願いします。

労働者側からお願いします。

○田中委員 それでは、今日の時点での思いということで聞いていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局には、今回もたくさん資料を示していただきまして、ありがとうございます。

その中で、経済指標、それから雇用環境も含めて、非常に経済活動が縮小されてきている状況を表しているというのが我々の実感であります。

一方、政府は1次、2次の補正も行いまして、過去最大規模の補正によって緊急経済対策を行ったのも事実、何とかそれで現状を乗り切ろうとしているのも御案内のとおりでございます。

今後、経済の再生を展望していくということは非常に重要ではなかろうかと思っております。

働く者の立場から言えば、生活不安や雇用不安を抱える中で、やはり最低賃金の改定というのは、社会安定へのセーフティーネットとしてメッセージを発信するものだと強い認識を持つところでございます。

先ほどの意見陳述でも述べられましたが、普通に8時間働いて、その賃金で普通の生活

ができる社会というのが望まれる社会だと思っております。

現状の790円では、主たる生計者という立場になったときには、とても790円では普通の生活ができる金額ではないんじゃないかと受け止めております。それがまず1点。

それから、近年の最低賃金の推移でございますけれども、2012年ぐらいから、1桁後半で上がり続け、特に、ここ4年間は3%というような推移で上がってきているのも事実でございます。

そういう面からいえば、生活の不安や雇用不安を解消するための政府の強い思いで目安が出され、それで各都道府県で審議をなされ、決定してきたものと受け止めております。

そういう賃上げの流れというのはストップするのではなく、何とか継続していきたいなという強い思いも持っております。

しかしながら、これだけ冷え切った経済、そこを考慮していくことも大事でしょうから、どこに着地点を見いだすかというのを非常に苦慮するところではあります。

現在790円、今年の今日だったら、来年は800円を必ずクリアできる、それも20円上がれば八百十何円になるなという強い期待を持って今年の交渉を終えたところでございます。

なかなかそこまでの実現は無理にしても、やっぱり800円ということはこだわってこの議論を深めていきたいな思っています。

800円ちょうどじゃないですよ、800円台ということにこだわっていきたいなと思っております。

次回あたりにはその根拠的なものを示していきたいなと思っておりますが、今日一つだけお示しするとするならば、前回の審議会の中に各都道府県の賃金分布図があったかと、本審の方だと思います。

こういう表を見ても、鳥取県の場合、やはり次の大きな壁というのは800円というところがあるんですね。

それから、前回示された影響率、93ページを見ますと、現行790円の影響率が0.52、それで、ずっと上がっていきまして、800円までは5.44ですね。

使用者の皆さんからいけば5.44もあるでないかという表現になろうかと思っております。

ところが、801円にいきますと、これが2倍を過ぎ、12.12というような状況です。ここには非常に大きな壁があるわけで、その辺は妥当なところじゃないかなと思っております。

それから、求人情報が同じ資料の105ページにあり、これを見ますと、大体50円単位で大きな山が上がっております。

105ページの、例えば800円から809円と、それから850円から859円、この50円単位に山が来ております。

800円というところ、払う側からすれば非常に負担感はあるのは分かるんですけども、こういう指標から見れば可能な領域ではなかろうかと思えます。

我々にとってプラスになる資料が、あまりないですが、一つの指標として、そういう思いはどこから来ているかということの一つの例としてお示しました。

今回はしっかり資料でお示していきたいなと思っておりますので、今日の時点ではそういうところで主張とさせていただければと思います。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

次に、使用者側からお願いいたします。

○宮城委員 使用者側代表の宮城です。

具体的な数字とか、そういったものを早めに話をした方がいいと思いますので、審議会、専門部会等でいただいた資料を基に、1枚物で裏表に記載したものを関係者の方にお配りしていただきました。

[追加資料「専門部会意見内容」]

専門部会の意見内容ということで、これに従って、一つお話をさせていただきます。

まず、1番目として、今回の目安の関係ですが、公益見解ということで、資料の4ページ、前々回の資料ですね、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至りました。

それで、感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きな取組みをすること、感染症により経営状況が急激に悪化した企業は、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があり、雇止めとか、そういうことにならないようにしてください、とのことです。

第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率はプラスの水準を示していますが、前年より上げ幅が縮小、加えて、名目GDP成長率も大幅に下落しています。

令和元年の雇用、経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、慎重な検討を要します。

これは田中委員からも御指摘があったとおりです。

2番目として、小委員会報告、これがありまして、休業者は354万人超と、リーマンショック時を2倍以上上回っています。

地方の中小企業、小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえます。

これは使用者側の一方的な意見かもしれませんが、一応の参考です。

雇用維持のため、各種給付金、助成金を受けながら、辛うじて持ちこたえている多くの中小企業、小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるような引上げはやめてほしい。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針により、中小企業、小規模事業者の経営実態と乖離した結果、昨年度の影響率は鳥取で8.8%です。

全国では十何%となっていて、引下げを求める声も強く上がっています。

最後に、今は官民挙げて雇用を守ることが最優先課題との首相発言を重く受け止め、審議に臨むべきであり、これは当然、労働者側の方も同じ考えだと思います。

3番目として、先般頂戴しましたアンケート結果、若干内容を見ましたので、これについてちょっとお話させていただきたいと思います。

前回のアンケートの結果、使用者側の意見として、31ページですが、賃金改定の感染症の影響はありというのが38%、なしというのは50%です。

賃金改定というのは春闘のことだろうと思いますが、なしが半分以上です。

それに反して、業況への感染症の影響はありが72%、なしが23%で、上半期の業況と下半期の業況については、下降というのがいずれも半分以上となっています。

上昇というのが、中にはありまして、上半期の状況で上昇するのは、昨年下半期と比較して上昇するというのが6%、下半期が今年上半期と比較して上昇するのは9%です。

それと、最低賃金の改正をすべきという回答が、使用者側は36%となっていますが、改正の中に引下げた金額が入っていましたので、それは改正すべきではないという方に入れさせていただきました。

そうすると、改正すべきが36%、改正必要ななしが51%という形で数字に出ています。

改正するべきという企業が3分の1あるということで、これは企業の考え方も、労働者側の方も尊重していただければと思っております。

裏に行きまして、労働者の分ですが、83名と今日追加があるわけですが、家計主体者

で、雇用形態が非正規という方はこの83名のうち僅か5名で、全体の6パーセントでした。

その5名の方がどういうお考えでいるかというところ、改正するべきが3名、改正の必要なしが1名、無回答1名です。

そのうち、無回答の方は、職があることが重要ということ、その他の意見でお示しになっておられたようです。

また別の切り口で、時給790円の労働者が6名いらっしゃいました。

その方々は、改正するべきが半数の3名、整理番号でいくと、7番、21番、102番の3名で、それに反して、改正必要なしというのが2名いらっしゃいました。

整理番号でいえば29番と66番、無回答が1名です。

改正の必要なしという回答があったので、ちょっと意外でしたが、そういうお考えの方もいらっしゃいます。

4番目として、最低賃金の基礎調査結果ということで、今回の資料の85ページからです。

ここに最低賃金基礎調査結果での時間当たり所定内賃金額の推移と調査時最低賃金額というのが出ています。

令和2年度を見ますと第一・二十分位では全て790円の金額になり、第一・十分位数については、規模別に3つの規模がありますが、10から29名以外の2つの規模については、やはり790円になり、合計でも790円となる分析になっております。

先ほど田中委員から話がありましたが、その他で、93ページの影響率、790円が451人の0.52%、791円になると急に上がって、4,010人の4.64%に一気に上昇します。

100ページの下限額別の求人件数、4月は790円から799円が10.9%、5月が9.1%、6月が10.1%、大体10%程度で推移しています。

それと、使用者側がいつもお話をさせていただいている7ページの4表、これが非正規、業種でばらつきがありまして、マイナスになっている業種もあるという状況でした。

何が言いたいかというところ、先ほど意見陳述でお話がありましたが、最低賃金法の第9条、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないとなっています。

一番上の1の公益委員見解で、2つ目のポツですね、感染症の影響下の厳しい中にあ

っても、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きな取組をすること、これは、いわゆる支払能力のある人は賃金を引き上げてくださいという考えになると思うんですけど、アンケートの、先回いただいたアンケートの49ページを見ていただきたい。

49ページの整理番号21を見ていただけますか。

使用者が改正すべきだと、最低賃金を改正すべきだ、幾らにしましょうかと、適当と思う改正金額は800円です。

労働者の方を見ると、やはり改正すべきだとなっていますが、この人の、一番低い、この企業の賃金は790円です。

そういう思いがあれば、この方の給料を800円にしてあげれば良いと思います。

整理番号42を見てください。

整理番号42ですが、これも使用者は改正すべきだということで、850円にすべきだとなっています。

実際に労働者が幾らもらっておられるかということ、月給となっているため、時間給に直すと795円です。

希望が850円、この企業がそういう思いでいらっしゃるなら、850円にしてあげれば良いですよ。

続きまして、77番を見ていただけますか。

77番の企業も改正すべきだということで、適当と思う金額は850円です。

ところが、労働者の一番低い金額810円で、40円の開きがあります。

改正してほしいということで、850円の希望が出ていて、この企業は、その能力があり、企業もそう考えていますから850円にすれば良いのです。

最後に、105番を見ていただけますか。

105番を見ますと、医療、福祉関係、今日お話がありましたけれども、改正すべきと使用者が言っていて、850円にするべきだと、もっともだと思います。

今、医療関係者は非常に厳しい状況にいらっしゃいますので、上げるべきだと私も思っておりますけれども、この企業の最低の人を見ると、時給に換算すると821円です。

それで、820円に上げてほしいと言っておられます。

企業がそういうふうに思っておられるわけですから、ここは850円にすれば良いと思います。

要するに、賃上げが可能な企業は、最低賃金法第9条に記載のとおり、事業の賃金の支

払能力があるわけですから、払っていただきたい、払うべきだと思います。

ただ、それが難しい企業をどうするかというのがこの最低賃金の審議の中で話し合わなければならないことです。

790円でぎりぎり、もう引き上げる余裕がないという企業に対して、おまえのところは上げなさいと私らが決めて良いのか、企業の継続と雇用の維持が最優先だというのは、労働者側もそうですし、使用者側もそうです。

ですから、先ほど使用者側で話をしていましたが、やはり企業の継続が第一優先、その先に労働者の雇用維持があるのだという話で、この根本的な問題について、最低賃金の専門部会ではお話をさせていただけると思っております。

大変長くなりましたけど、企業の思いを代弁させていただきました。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

各側の代表の方から御意見をいただきましたけれども、ほかに委員から補足なり、ほかの御意見ありますでしょうか。

花原委員。

○花原委員 花原と申します。7月22日付で商工会議所の三村会頭がコメントを出されておりますので、ちょっと代読させていただきたいと思います。

〔追加資料「地域別最低賃金額改定の目安に対する三村会頭コメント」の代読〕

以上が、7月22日に、三村会頭のコメントがありましたので、代読をさせていただきました。

先ほど宮城委員の方から、雇用維持のために各種の給付金や助成を受けながら企業は運営しているという御意見もありました。

実際に雇用調整助成金も上限が8,330円から、今15,000円という形で上げられています。

かなりの企業が困っているので、やっぱり雇用維持を図るという形で、雇用調整助成金も使いながら、従業員を雇用維持しているという状況です。

それからまた、政府も企業を潰したら従業員が困るよという形で、持続化給付金も支給されています。

今度は、家賃の支援給付金も一応3分の2という形で、上限が500万だったかな、上がることに、例えば3分の1ぐらいだと支給されると思いますが、家賃もかなり企業としては負担なので、それも政府としてはされているということだと思います。

最低賃金も必要ですが、事業が継続して初めて雇用の維持がされると、宮城委員が言われたような最低賃金法の9条の使用者の支払能力は、今回は一番大きな問題ではないかと思われま。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

ほかに委員から何かございませんでしょうか。

公益からは何か、大丈夫でしょうか。

事務局にお聞きしますが、次回、雇用調整の資料が出てくる、という話でしたが、ほかに何か休業であるとか、県内の雇用状況についての資料というのがありますか。

○久保田賃金室長 前回の専門部会の際の資料に先月分の雇用調整助成金と解雇等の資料がございますが、本日発表いたしますので、その資料を提出いたします。

できましたら、本日郵送させていただきたいと考えております。

○西村部会長 よろしくお願ひします。

今回、第2回目の専門部会で金額審議が始まりました。各側からの御意見もありましたし、県内の経済状況を見ながら、真摯に議論を続けていきたいと思ひます。

次回、またさらに資料の用意していただきたいとか、各側からの御意見をいただきながら、具体的な金額審議の方に進めていきたいと思ひます。

ほかに御意見がなければ、この改正審議については終わりたいと思ひます。

それでは、議事の3番、その他に移ります。

何か事務局からありますか。

○久保田賃金室長 先ほどの消費者物価指数の件ですが、総務省統計局に問合せいたしまして、あの数値の中には消費税は含まれております。

含まれて、あの数値ということになっております。

小売価格を調査しまして、平均的なその変動ということで表しているということでございます。

○田中委員 ありがとうございます。

○西村部会長 では、全体的に値下がりしているということですね。

○久保田賃金室長 そういうことになると思ひます。

○宮城委員 下がっているんですね。

○平木委員 使った金額が一緒ということは、消費量が減った、2%減ったということでしょう。

○田中委員 そうですね。

○西村部会長 その他ですけれども、事務局から何か、今後の日程ですかね、説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 今後の専門部会の日程、開催場所について確認させていただきます。

次回につきましては、8月4日火曜日の10時30分から、白兔会館、飛翔の間東側を半分使うこととなります。以上です。

○西村部会長 これで予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員から何か御発言がありますでしょうか。

事務局から何かありますか。

○西村賃金室長補佐 いえ、特にありません。

○西村部会長 それでは、これで第2回専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。